

# 福岡県公報

平成二十二年三月十日  
第三千八十四号  
増刊 ①

## 目次

### 人事委員会

福岡県職員の分限に関する規則の一部を改正する規則

(人事委員会事務局給与公平課) …………… 一

公益的法人等への福岡県職員の派遣等に関する規則の一部を改正す

(人事委員会事務局給与公平課) …………… 二

### 人事委員会

福岡県職員の分限に関する規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

平成二十二年三月十日

福岡県人事委員会委員長 常盤洋一

### 福岡県人事委員会規則第一号

福岡県職員の分限に関する規則の一部を改正する規則

福岡県職員の分限に関する規則(昭和四十七年福岡県人事委員会規則第四号)の一部

を次のように改正する。

題名を次のように改める。

福岡県の職員の分限に関する規則

第一条中「**「条例」**」を「**「県職員分限条例」**」に改め、「**第八条**」の下に、「**福岡県公立学校職員の分限に関する条例(昭和三十一年福岡県条例第四十七号。以下「学校職員分限条例」という。)**」第六条及び福岡県警察職員の分限に関する条例(昭和二十九年福岡県条例第四十二号。以下「警察職員分限条例」という。)**第七条**」を加え、「**条例の実施**」を「**これらの条例の実施**」に改める。

第四条を第六条とし、同条の前に次の一条を加える。

### (休職期間の通算)

第五条 任命権者が、**県職員分限条例**第五条第一項、**学校職員分限条例**第五条第三項又は**警察職員分限条例**第四条第一項の規定により休職の期間を定めるに当たって、**法第二十八条第二項第一号**の規定に該当するものとして休職とした職員(学校職員を含む。以下同じ。)が復職した場合において、任命権者が復職前の休職の事由と同一と認める負傷又は疾病により、復職の日から起算して一年以内に当該職員を新たに休職とするときは、その者の新たな休職期間は、当該復職前の休職期間に引き続くものとみなす。

第三条第一項中「**条例**」を「**県職員分限条例**」に改め、「**第四条第二項**」の下に、「**学校職員分限条例**第四条又は**警察職員分限条例**第三条第二項」を加え、同条を第四条とする。

第二条第一項中「**任命権者**」の下に「**(教育委員会を除く。)**」を、「**行う権限**」の下に「**の一部**」を加え、「**氏名**」を削り、同条第二項中「**場合**、又は」を「**場合又は**」に改め、同条を第三条とする。

第一条の次に次の一条を加える。

### (用語)

第二条 この規則で使用する用語は、**県職員分限条例**、**学校職員分限条例**及び**警察職員分限条例**で使用する用語の例による。

### 附則

#### (施行期日)

1 この規則は、平成二十二年四月一日から施行する。

#### (関係規則の廃止)

2 福岡県公立学校職員の分限に関する規則(昭和三十一年福岡県人事委員会規則第五号)及び福岡県警察職員の分限に関する規則(昭和二十九年福岡県人事委員会規則第六号)は、廃止する。

#### (経過措置)

3 この規則の施行前に**法第二十八条第二項第一号**の規定に該当するものとしてなされた休職の処分又は休職期間を更新する処分による休職期間の取扱いについては、なお従前の例による。

公益的法人等への福岡県職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

平成二十二年三月十日

福岡県人事委員会委員長 常盤洋一

福岡県人事委員会規則第三号

公益的法人等への福岡県職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則

公益的法人等への福岡県職員の派遣等に関する規則（平成十三年福岡県人事委員会規則第十八号）の一部を次のように改正する。

別表第一一般社団法人又は一般財団法人の項中「財団法人福岡県公園管理センター」を削る。

附則

この規則は、平成二十二年四月一日から施行する。